

# 文京区ライフル射撃協会会則

## 第一章 総 則

第1条 本会は文京区ライフル射撃協会と称する。英文名を Tokyo Bunkyo RIFLE Association (TBRA) とする。

第2条 本会におけるライフル射撃競技とは下記の競技をいう。

- 1 エア・ライフル競技（空気銃）
- 2 スモールボア・ライフル競技（小口径銃）
- 3 ラージボア・ライフル競技（大口徑銃）
- 4 ピストル競技
- 5 ビーム・ライフル、ビーム・ピストル競技
- 6 その他のライフル、ピストルを使用する競技

第3条 本会の本部は文京区内に置く。また必要に応じて連絡場所を置くことができる。

## 第二章 目的および事業

第4条 本会は文京区のライフル射撃（以下単に射撃という）を愛好する人々の団体であって、区内における射撃競技を統轄し、射撃競技を健全に普及発達させると共に射撃を通じ青少年の道徳向上に貢献し、広くスポーツマン精神を育成することを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 文京区における射撃競技に関する諸計画を立案実行し、その技術を指導する。
- 2 文京区体育協会および東京都ライフル射撃協会に加盟する。
- 3 射撃に必要な銃器・用具の斡旋
- 4 射場建設、整備、維持、改善。
- 5 射撃競技の宣伝、啓蒙、指導および奨励。
- 6 東京都ライフル射撃協会への正会員の入会を申請する業務
- 7 その他本条の目的を達成するために必要な事業。

## 第三章 会 員

第6条 本会は一般(文京区・東京都)会員および正(日本)会員から構成するものとする。

第7条 1 会員は原則として文京区内に居住、就学または勤務する者とする。

- 2 但し、理事会で承認したものは前項の規定にかかわらず一般会員としての資格を得る。

第8条 本会に入会しようとする者は所定の入会手続きをとった上でなければ会員としての資格を得ることはできない。

第9条 本会を脱会しようとするときは文書によって届出をするものとする。

第10条 1 会員は本会細則の定める所に従って、入会金および会費を負担しなければならない。

- 2 既に納入したる入会金および会費は理由の如何にかかわらずこれを返却しないものとする。
- 3 会費の滞納が一年以上に及ぶ場合は会員の資格を失うものとする。

第11条 1 本会則に違反し、もしくは本会の名誉を著しく毀損したる場合は理事会の決議によって除名することができる。

- 2 法令に違反し、銃の所持を禁止せられた場合には会員の資格を失うものとする。

## 第四章 役 員

第12条 本会には下記の役員を置く。

会長 1名      副会長 2名以内      理事長 1名      理事若干名  
上記に定める者のほか、相談役、顧問を置くことができる。

- 第13条 1 理事は会員の中より総会において選出するものとする。  
2 ただし、特別の理由がある場合には前項の規定にかかわらず会長がこれを委嘱することができる。
- 第14条 役員は任期は2年とする。但し再選を妨げない。
- 第15条 理事長は理事の互選により選出し会長がこれを委嘱する。
- 第16条 会長は理事会において推薦する。
- 第17条 顧問、相談役は理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 第18条 理事会は会務を処理する。

## 第五章 会 議

- 第19条 会議は総会および理事会とし、総会は通常総会と臨時総会とに分ける。各会議の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の裁定による。
- 第20条 通常総会は年一回、事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は次項の場合1ヶ月以内に会長がこれを招集する。  
イ 会長が必要と認めたとき  
ロ 理事の1/3以上が会議の目的を示して請求があった時
- 第21条 総会の招集は文書をもって通知する。但し緊急の場合はこの限りでない。
- 第22条 会議に出席しない会員は出席者に表決権を委任するものとする。
- 第23条 総会はこの会則に規定してある事項のほか、次の事項を付議する  
1 会則の変更。  
2 事業計画および予算の決定。  
3 事業報告および決算の承認。  
4 重大なる義務の負担、および権利の放棄に関する決定。  
5 会の解散および残余財産の処分。  
6 その他会長が必要と認める事項。
- 第24条 1 理事会は理事長が招集する。  
2 半数以上の理事が必要ありと認めた時は理事長に対し理事会の開催を請求することができる。
- 第25条 理事会はこの会則に規定してある事項のほか、次の事項を付議する。  
1 総会に提出する議案の審議  
2 細則の制定並びに改廃  
3 その他理事長が必要と認めた事項

## 第六章 会 計

- 第26条 本会の経費は次の収入を以てこれに充てる。  
1 会費  
2 寄付金  
3 その他の収入
- 第27条 本会の事業年度は毎年1月1日より始まり同年12月31日に終わる。

## 附 則

- 第28条 1 本会則は昭和46年8月27日より施行する。  
2 本会則の一部改正事項については昭和55年4月1日より施行する。

平成5年3月2日改正